

不妊治療費、不育症治療費助成



伯耆町では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）、人工授精、男性不妊治療（特定不妊治療と合わせて精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）、不育症治療（妊娠をしても流産を繰り返すことに対する治療）にかかる費用の一部を助成しています。

	特定不妊治療	人工授精	男性不妊治療	不育症治療
対象者	次のすべてに該当する方 ①助成金の交付を受けようとする不妊治療について、鳥取県助成金の交付決定を受けている。 ②法律上の婚姻をしている夫婦で、町内に住所を有している。 ③他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない。		次のすべてに該当する方 ①日本産婦人科学会に所属する専門医による不育症治療を受けている。 ②法律上の婚姻をしている夫婦で、助成金申請時に夫または妻が1年以上継続して町内に住所を有している。 ③他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない。	
助成額	鳥取県助成金対象となった特定不妊治療に要した費用のうちから県助成金を控除した残額に対し、採卵を伴う治療の場合5万円を、採卵を伴わない治療の場合2万5千円を上限に助成します。	人工授精に要した費用（鳥取県助成金対象となった額）で、1年度あたり5万円を上限とし、通算2年度までを対象とします。	鳥取県助成金対象となった男性不妊治療に要した費用のうちから県助成金を控除した残額に対し、1回当たり5万円を上限に助成します。	日本産婦人科学会専門医が所属する医療機関での不育症検査及び治療にかかった保険適用外の費用の1/2を1年度あたり10万円を上限に通算5年度まで助成します。
対象となる治療	令和2年4月1日以後に終了した不妊治療で鳥取県の助成金の交付決定を受けた治療		令和2年4月1日以後に治療が終了したもの	
申請の期間	原則、治療が終了した年度内で、鳥取県の助成金の交付決定後に申請。ただし、2月1日から3月31日までに治療が終了した場合は、翌年度の5月31日まで申請することができます。（県の交付決定が翌年度になった場合は翌年度末まで）		原則、治療が終了した年度内で申請。ただし、2月1日から3月31日までに治療が終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請することができます。	
申請に必要なもの	①鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定通知及び額の確定通知書（鳥取県人工授精助成金交付決定及び額の確定通知書） ②特定不妊治療にかかる領収書の写し（人工授精にかかる領収書の写し） ③特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書【鳥取県内市町村申請用】 （人工授精助成金交付申請書兼請求書【鳥取県内市町村申請用】）		①伯耆町不育症治療費助成金交付申請書兼実績報告書 ②戸籍抄本及び住民票（町で確認できる場合には省略可） ③夫及び妻の医療保険の写し ④伯耆町不育症治療実施医療機関証明書 ⑤不育症治療にかかる医療機関が発行した領収書	

申請・問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL:0859-68-5536

人権啓発標語募集

一人ひとりの人権を守り、あらゆる差別をなくすことを目的として、人権啓発標語を募集します。

対象者 町内小・中学生から一般

応募方法 各戸に配布される応募用紙で提出（郵送・FAX・メール可）

締切 6月12日（金）

※入選作品は、来年の人権カレンダー及び広報ほうき情報カレンダーなどに掲載します。

※小・中学生は、学校を通して募集します。

※詳しくは、折込チラシをご覧ください。

応募・問い合わせ先

伯耆町教育委員会事務局 人権政策室
TEL:0859-62-0713

高齢者住宅改良助成事業

介護を必要とする人が住み慣れた自宅で安全に生活できるように、介護保険の給付を超える大規模な住宅改修をした場合、介護保険の給付を超える部分について町の補助を受けることができます。

1. 高齢者住宅改良助成事業を利用できる方

介護保険の要介護認定で要支援1・2もしくは要介護1～5のいずれかに認定された人で、市町村民税非課税世帯の方

2. 対象となる住宅改修の種類

- ①手すりの取付け ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他、①～⑤の改修に付帯して必要となる工事

3. 補助金の交付額

介護保険の給付を超える部分について最大80万円が補助対象基準額となり、そのうち3分の2が補助されます。
※交付は、現在の住まいについて、原則1回限りです。

4. その他

工事着手前に申請が必要です。
申請は随時受け付けています（予算が無くなり次第、終了）。

問い合わせ先 健康対策課 生活相談室
TEL:0859-68-5535

家族介護用品購入費を助成します

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えの引換券を交付します。

支給額 月額 7,000円
(引換券を交付します。)

引き換えのできる介護用品

大人用紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て介護用手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど

対象者

次の条件を全て満たしている人を介護している家族の方

- 要介護認定において要介護4または5と判定された方
- 在宅で介護を受けている方
- 市町村民税が非課税世帯の方



※介護している別居の家族も支給対象者になることができますが、その世帯も市町村民税非課税の場合に限りです。
※要介護者が介護保険施設に入所または医療機関に入院されている場合は、対象となりません。

問い合わせ先 健康対策課 生活相談室
TEL:0859-68-5535

5月12日は民生委員・児童委員の日です

民生委員・児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員（主任児童委員）も活動しています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された委員です。法律による守秘義務が課されているため、相談内容が他の人に伝わることはありません。安心してご相談ください。

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

口座振替キャンペーン実施中

町税等の納付は
口座振替が便利です

対象者

口座振替新規登録の方（金融機関へ申し込んだ方）

※新規登録していただいた方に粗品（伯耆町エコバック）をプレゼント。
口座振替依頼書本人控えを住民課または分庁総合窓口までご持参ください。

問い合わせ先 住民課 税務室
TEL:0859-68-3114